

## 令和5年度 奈良県所有者不明猫TNR事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、県が市町村と連携し、地域が実施するTNR活動を支援することにより、所有者不明猫の繁殖の抑制を図り、もって殺処分数の削減と、地域住民の生活環境が損なわれる事態を削減するために必要な事項を定めるものとする。

### (手法)

第2条 令和5年度奈良県TNR活動マニュアル（以下「マニュアル」という。）による。

### (用語)

第3条 この要領における所有者不明猫とは、「地域住民が周辺地域を確認の上、所有者が不明または飼い主がいないと申し出た猫」と定義する。

### (実施機関等)

第4条 この要領における実施機関等は、次のとおりとする。

一 手術実施等機関

ア 県中和保健所動物愛護センター（以下「センター」という。）

イ 県内3保健所

ウ 県文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課（以下「消生課」という。）

二 事業実施市町村

県と協定を締結し、その市町村内の地区での事業実施が決定した市町村。

三 地域住民等

本事業の目的を理解し、TNR活動を実施する地域住民等。

### (実施機関等の役割)

第5条 県は、所有者不明猫の手術（Neuter）を行う。

2 県は、所有者不明猫による苦情相談や引取り情報を市町村と共有し、本事業の実施について市町村への助言を行う。

3 消生課は、本事業における各関係機関との連絡調整および事業実施の決定（手術日、実施地区及び地区ごとの頭数の指定）を行う。

4 事業実施市町村は、所有者不明猫に起因する生活環境問題に対し、TNR活動を実施しようとする地域住民等に対し当該事業を説明し、実施に向けての支援を行う。

5 地域住民等は、生活環境問題を引き起こす所有者不明猫を、地域で協力して捕獲（Trap）し、センターへ搬送し、元の場所へ戻す（Return）。

(実施期間)

第6条 事業の実施期間（準備期間を含む）は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(所有者不明猫の手術について)

第7条 実施地区の住民のうち、自治会長又は地区を代表する者は、様式1により事業実施市町村へTNR活動の支援を申請する。

- 2 手術の対象は、実施地区において生活環境被害の要因となる所有者不明猫とする。
- 3 地域住民等は事業実施市町村の指示に従い、前項の所有者不明猫を捕獲し、搬送し、元の場所へ戻す。
- 4 事業実施市町村は、手術日の前日までに、消生課へ様式2により搬入頭数を報告する。特に、搬入のないことがわかった場合、速やかにその旨を消生課へ報告する。
- 5 県は、前項の規定により報告を受けた猫について、指定日時に限り受け付ける。
- 6 県は、前項の規定により受け付けた猫について、その体重、健康状態等に応じて手術の可否を判断した上で、当該猫の手術を行う。
- 7 消生課は、手術日の翌営業日中に、事業実施市町村へ様式3により手術結果を報告する。

(不要報告)

第8条 事業実施市町村は、第5条第3項で通知された実施地区又は地区ごとの頭数について不要が生じた場合は、速やかに消生課へ様式4により不要報告を行う。

(事業報告)

第9条 事業実施市町村は、以下の項目について、令和6年1月22日までに消生課へ報告する。

- 一 申請書（様式1（写））
- 二 TNR活動進行管理報告（様式5）
- 三 事業成果報告（様式6）

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。